平成 28 年 6 月 14 日

第2回南知多町議会定例会会議録

6月14日(初 日)

1 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第5 報告第3号 平成27年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第4号 平成27年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町都市計画税条 例の一部を改正する条例について)
- 日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第10 議案第39号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第40号 公有水面埋立に対する意見について
- 日程第12 議案第41号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議案第42号 工事請負契約の締結について(篠島防災拠点施設建設工事)
- 日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について(内海防災拠点施設建設工事)
- 日程第15 議案第44号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第45号 尾州廻船内海船船主内田佐七家の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第46号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第47号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

石 黒 1番 正重 3番 高 原典之 4番 清 水 英 勝 5番 藤 井 満 久 6番 下 節 子 7番 原 Ш 吉 治 9番 松 本 保 Ш 10番 鈴 和彦 榎 本 芳 三 榎 戸 陵友 11番 12番

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦 副 町 長 北 川 眞木夫 中 Ш 総務部長 大 岩 三 総務課長 昌一 良 検査財政課長 防災安全課長 岩 Щ 下 雅 弘 大 幹治 税 務課長 黒 輝 企 画 部 長 木 良一 石 廣 鈴 企 画課長 田 中 嘉 久 地域振興課長 滝 本 恭 史 建設経済部長 吉 村 仁 志 建 設 課長 中 吉 郎 田 産業振興課長 Ш 端 徳 法 水 道 課 長 相 Ш 徹 厚生部長 柴 住 田 幸 員 民 課 長 鈴 木 正 則 福 祉 課 長 神 谷 伸 環 境課 長 地 廣 和 宮 保健介護課長 教 育 長 滝 本 功 大 森 宏 隆 教育部長兼 学校教育課長 内 田 静 治 社会教育課長 森 崇 史 会計管理者 学 校 給 食 センター所長 宮 本 政 明 兼出納室長 鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[開会 9時30分]

〇議長(松本 保君)

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席いただきまして、まことにありが とうございます。

さて、6月4日に、この東海地方も梅雨入りをしました。6月13日には北陸・東北地方も梅雨入りをしました。本日は晴天に恵まれていますが、まだまだ梅雨が続きます。昨日、雨が降りましたが、テレビでの放送では、きのうの雨は梅雨末期の状態に似ていると言っておりました。今後どのような天候になるかはわかりませんが、皆さん体調に気をつけていただきたいと思います。

さて、ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付して おります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(松本 保君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎本芳三君、 12番、榎戸陵友君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

〇議長(松本 保君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間といたしたい と思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

〇議長(松本 保君)

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

〇町長 (石黒和彦君)

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、南知多老人福祉館、ビラマリーン南知多でございますが、これにつきまして御 報告いたします。

愛知県が昨年11月に行った一般競争入札にて、この土地建物を落札した法人が納期限までに売買契約代金を完納しなかったため、愛知県は売買契約を解除いたしました。愛知県は8月にも再入札をする予定で、土地建物の再鑑定や入札に付す条件を検討することとしております。町といたしましては、県の動向に注視しながら、師崎地区からの要望も考慮し対応を検討してまいりたい、そう考えております。

次に、地方創生加速化交付金事業について報告いたします。

国の一億総活躍社会の実現に向け、緊急に実施すべき対策として、新たに創設された 地方創生加速化交付金を活用した事業として交付申請をした移住・交流促進タウンプロ モーション事業につきまして、平成28年3月29日付で交付決定を受けました。これに伴 い、平成27年度補正予算第6号で、地方創生事業として計上した5,027万1,000円の全額 を平成28年度に繰り越しし、タウンプロモーション事業、移住・交流促進事業、観光交 流プロモーション事業の3つの事業を企画部企画課、地域振興課、建設経済部産業振興 課の3課で実施してまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提案理由の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についてを初め、報告

2件及び専決処分の承認を求めることについてを初め12議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第3号の平成27年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号の平成27年度南知多町水道事業会計予算の繰越計算書につきましては、建設改良費の一部を翌年度に繰り越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、議会に報告するものであります。

議案第36号から議案第38号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例等の一部を改正する条例、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例及び南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第39号の町道路線の認定につきましては、町道において1路線を認定するものであり、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号の公有水面埋立に対する意見につきましては、愛知県が行う篠島漁港区域内の公有水面埋立免許の出願に伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、愛知県知事から地元町長の意見を求められたことにつきまして、異議のない旨の回答をしたいので、同条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号の教育委員会委員の任命同意につきましては、平成28年7月14日をもって 任期満了となる委員及び定数改正により新たに任命する委員につきまして、地方教育行 政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするも のであります。

議案第42号の篠島防災拠点施設建設工事の工事請負契約の締結及び議案第43号の内海 防災拠点施設建設工事の工事請負契約の締結につきましては、去る5月25日に入札を終 えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いす るものであります。

議案第44号の南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特

別職の職員として弁護士などを採用し、行政不服審査法第9条に規定する審理員として 指名するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第45号の尾州廻船内海船船主内田佐七家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内田佐平二家の改修工事が完了し、内田佐七家とあわせて設置し管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、平成28年度南知多町一般会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,114万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を73億1,114万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費500万円、民生費490万8,000円、消防費200万円をそれぞれ追加し、教育費76万8,000円を減額するものであります。歳入におきましては、国庫支出金219万5,000円、県支出金134万円、繰越金60万5,000円及び諸収入700万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第47号は、平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,163万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費 163万6,000円を追加し、歳入におきましては、国庫支出金163万6,000円を追加するもの であります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速や かに御承認・御可決を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(松本 保君)

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

〇議長(松本 保君)

日程第4、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、内海地区より日比啓正氏、豊浜地区より石黒雅明氏、師崎地区より澤田利久氏、篠島・日間賀島地区より杉浦和夫氏。また、補充員に、内海地区より野口正義氏、豊浜地区より家田兵蔵氏、師崎地区より山本かよ子氏、篠島・日間賀島地区より折戸良直氏を指名いたします。

なお、委員に欠員が生じた場合の順序は、各地区ごとに補充することにしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員会 委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々は、選挙管理委員会 委員及び補充員に当選されました。

日程第5 報告第3号 平成27年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につ いて

〇議長(松本 保君)

日程第5、報告第3号 平成27年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長 (大岩良三君)

報告第3号 平成27年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただき、平成27年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成27年6月と、平成28年3月の議会定例会におきまして、繰越明許費の補正措置を可決いただきました各事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり平成28年度に繰り越しをしましたので、報告するものであります。

繰り越しをいたしました事業は、地方創生事業の3事業、タウンプロモーション事業、移住・交流促進事業、観光交流プロモーション事業、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、観光地美化推進事業、これだけ平成27年6月補正分でございます。及び道路橋りょう施設災害復旧事業(補助)の8事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目でありますが、8事業で1億9,531万2,000円であります。その財源は、国庫支出金1億4,852万円、町債120万円及び一般財源4,559万2,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

〇議長(松本 保君)

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第4号 平成27年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について 〇議長(松本 保君)

日程第6、報告第4号 平成27年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書についての 件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長、吉村君。

〇建設経済部長(吉村仁志君)

それでは、報告第4号 平成27年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして御報告させていただきます。

1枚はねていただき、平成27年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成28年3月議会の全員協議会におきまして、豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事の年度繰り越しの概要について御報告させていただきましたが、その建設改良費につきまして、記載のとおり平成28年度に繰り越しをしましたので、報告するものでございます。

繰り越しの理由といたしまして、説明の欄に記載してありますが、愛知県が施行した 豊丘歩道設置工事の繰り越しに伴う工期延長で、工期は6月30日まででございます。繰 越額は2,062万1,000円で、その財源は県からの工事負担金1,399万円、損益勘定留保資 金663万1,000円であります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって報告を終わります。

日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (南知多町税条例等の 一部を改正する条例について)

〇議長(松本 保君)

日程第7、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例等の 一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第36号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町税条例等の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容です。

(1)は、第1条の改正で、固定資産税関係において、ア、固定資産税の非課税範囲に おける字句の整理で、他の法律が変わったことにより引用する条例の文言を変えるなど するもので、第54条関係であります。

イ、地方税法附則第15条の条例で定める割合、わがまち特例割合の追加は、従来法律 で一律に定めていた課税標準または税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、 条例で決定できるようにしたもので、附則第10条の2関係であります。

- (ア)として、津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例を2分の1に、
- (イ)電気事業者による再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例を、a太陽光発電設備は3分の2、b風力発電設備は3分の2、c水力発電設備は2分の1、d地熱発電設備は2分の1、eバイオマス発電設備は2分の1、(ウ)都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例は5分の4とするもので、現行法律と同じ率とするものであります。
- ウ、熱損失防止改修住宅に係る減額措置の見直しが、対象要件の見直しとあわせて適 用期限を2年延長するもので、附則第10条の3関係であります。
- (2)第2条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、町たばこ税に関する経過措置における字句の整理で、附則第5条関係であります。
- 3の施行期日等につきましては、まず施行期日は平成28年4月1日からの施行となります。

次に、経過措置といたしまして、ア、別段の定めであるものを除き、この条例による 改正後の南知多税条例(以下、新条例という)の規定中、固定資産税に関する部分は、 平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

イ、新条例附則第10条の2第7項 — これは津波避難施設でございます — の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、または改良される地方税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

ウ、新条例附則第10条の2第10項 — これは太陽光発電設備 — から第14項 — これはバイオマス発電設備 — の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号及び第2号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

エ、新条例附則第10条の2第18項 — これは都市再生特別措置法に基づく施設でございます — の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

オ、新条例附則第10条の3第8項第5号、これにつきましては熱損失防止改修住宅のもので、この規定は平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅、または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらん いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (南知多町都市計画税 条例の一部を改正する条例について)

〇議長(松本 保君)

日程第8、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町都市計画税 条例の一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第37号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を 改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の内容です。

- (1)固定資産税の課税標準の特例に関する地方税法改正、これは変電または送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例の一部改正に伴う改正で、第2条第2項関係であります。
- (2)地方税法附則第15条第42項の条例で定める割合、わがまち特例の割合の追加で、 附則第4条関係であります。内容は、先ほど説明させていただきました町税条例等の一 部を改正する条例と同じで、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備する公 共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例の率を、現行法律と同じ5分の4と条 例で定めるものであります。
- (3)地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第5項から第16項関係であります。 3の施行期日等につきましては、まず施行期日は平成28年4月1日からの施行となり ます。

次に、経過措置といたしまして、ア、この条例による改正後の南知多町都市計画税条例(以下、新条例という)の規定は、平成28年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度までの都市計画税については、なお従前の例によるものでございます。

イ、新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税の停止をしておりま

す。

また、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらん いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

〇議長(松本 保君)

日程第9、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第38号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容です。

低所得者に係る保険税軽減の拡充として、第23条の改正でございます。これは国民健康保険税の減額に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の積算方法の変更でございます。

- (1)として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者等の数に乗ずべき金額を、現行の26万円から26万5,000円に引き上げるものでございます。
- (2)として、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者等の数に乗ずべき金額を、現行の47万円から48万円に引き上げるものでございます。

3の施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらん いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第39号 町道路線の認定について

〇議長(松本 保君)

日程第10、議案第39号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

〇建設経済部長(吉村仁志君)

それでは、議案第39号 町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由は、町道について路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の認定の概要でありますが、愛知県が実施した内海川護岸改修により整備された道路の有効利用を図り、適正に維持管理をするため、延長104.4メートルを新たに町道として認定するものでございます。

1枚はねていただきますと、認定路線図として、内海字南側地内の新たに認定する町 道の位置が表示してありますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

4番、清水君。

〇4番(清水英勝君)

町道として認定する場合の、何か定義とか何かはあるんでしょうか。

〇議長(松本 保君)

建設課長、田中君。

〇建設課長(田中吉郎君)

ただいまの御質問に対するお答えでございますが、新たに、新設道路等につきましては、例えば幅員4メートルだとか、側溝を設けないかんとか、そういう決めがあるんですが、この路線につきましては、県が河川整備で整備した管理用通路ということで、そういった規定には特にはまりませんで、今回そこを認定した理由につきましては、以前からこの路線、管理用通路として未舗装で、土ぼこりだとか泥水がはねるというようなことが近隣の方から苦情がありまして、県のほうに、知多建設事務所ですが、舗装していただきたいということをこちらから要望しておりまして、それで、県のほうから舗装する条件としましては、町のほうで路線認定して、その後、町のほうで管理していただきたいということでございましたので、幅員等は一部4メートル未満というところはございますが、この管理用通路を新たに認定して、今後町で管理していくというふうで、今回議案として提出させていただいたということでございます。以上です。

〇議長(松本 保君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

日程第11 議案第40号 公有水面埋立に対する意見について

〇議長(松本 保君)

日程第11、議案第40号 公有水面埋立に対する意見についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

〇建設経済部長(吉村仁志君)

それでは、議案第40号 公有水面埋立に対する意見について御説明いたします。 提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由は、愛知県が行う篠島漁港区域内の公有水面埋立の免許の出願に伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、愛知県知事から地元町長の意見を求められたことについて、異議のない旨の回答をしたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の公有水面埋立免許の出願内容でありますが、(1)の埋立免許出願人は漁港管理者の愛知県で、代表者は愛知県知事、大村秀章でございます。

- (2)の埋め立ての区域は、南知多町大字篠島字東山1番20、21、25及び28の地先公有 水面でございます。
 - (3)の埋め立ての面積は、738.32平方メートルでございます。
 - (4)の埋立地の用途は、漁港施設用地でございます。

次に、1枚はねていただき、参考資料1ページをごらんください。

埋め立ての位置図として、篠島漁港、篠島字東山地先の埋め立て箇所が赤色で表示してございます。

次に、裏面の参考資料 2 ページをごらんください。

公図の写しとして、埋め立て区域を赤色で表示してございます。

次に、参考資料3ページをごらんください。

求積平面図として、赤色の埋め立て区域の面積は738.32平方メートルでございます。 次に、参考資料4ページをごらんください。

埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面でございます。埋め立て完了後の土地は、物揚場敷、漁具保管修理施設用地及び道路として利用する計画でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第41号 教育委員会委員の任命同意について

〇議長(松本 保君)

日程第12、議案第41号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

〇町長(石黒和彦君)

議案第41号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の4名のうち、大岩芳子さんが平成28年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。

大岩芳子さんにつきましては、人格・識見にすぐれ、また教育に関する経験も豊かであり、引き続き任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

大岩さんの主な役職歴を申し上げますと、豊浜小学校と豊浜中学校のPTA母親代表を歴任され、またガールスカウトの指導者として子供たちの健全育成に力を注がれた経験をお持ちで、平成24年7月15日から現在まで南知多町教育委員会委員を務められています。

次に、3月定例町議会において御可決いただきました南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例によりまして、教育委員の定数につきまして1名増員させていただきました。そこで、今回新たに日比淳子さんを教育委員として任命させていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

日比淳子さんの主な職歴を申し上げますと、昭和60年4月、美浜町立野間中学校に赴任し、以来9年間教職を務められ、南知多町立大井小学校教諭を平成6年3月に退職されました。その後、平成12年に日比淳子音楽教室を開設する一方で、音楽療法士として、音楽を通じ、障害の回復や生活の質の向上に取り組まれておみえでございます。また、平成23年度には内海中学校PTA母親代表も務められています。

なお、任期はお2人とも平成28年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号 教育委員会委員の任命についての同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。 ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までといたします。

[休憩 10時16分]

[再開 10時30分]

〇議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第13 議案第42号 工事請負契約の締結について (篠島防災拠点施設建設工事) 〇議長 (松本 保君)

日程第13、議案第42号 工事請負契約の締結について(篠島防災拠点施設建設工事) の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第42号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

篠島防災拠点施設建設工事につきまして、請負契約に付するため、地方自治法第96条 第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月25日に4社による指名競争にて入札を行っています。

2の工事の概要といたしまして、工事名は、篠島防災拠点施設建設工事。工事の場所は、南知多町大字篠島地内となります。主な工事概要は、重量鉄骨造平屋建て、延べ床面積194.59平方メートルでございます。

工期は、平成29年2月28日まででございます。請負契約金額は1億22万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は742万4,000円で、請負契約者は、南知多町大字豊浜字鳥居135番地、株式会社石黒組でございます。

なお、裏面の2ページには入札結果を、また3ページには工事場所の位置図、建物の 平面図・立面図をつけておりますので、ごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について(内海防災拠点施設建設工事) 〇議長(松本 保君)

日程第14、議案第43号 工事請負契約の締結について(内海防災拠点施設建設工事) の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第43号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

内海防災拠点施設建設工事につきまして、請負契約に付するため、地方自治法第96条 第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月25日に4者による指名競争にて入札を行っています。

2の工事の概要といたしまして、工事名は、内海防災拠点施設建設工事。工事の場所は、南知多町大字内海地内となります。主な工事概要は、重量鉄骨造平屋建て、延べ床面積415.31平方メートルでございます。

工期は、平成29年2月28日まででございます。請負契約金額は1億1,858万4,000円、 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は878万4,000円で、請負契約者は、南知多町 大字内海字北向92番地の3、角建工有限会社でございます。 なお、裏面の2ページには入札結果を、また3ページには工事場所の位置図、建物の 平面図・立面図をつけておりますので、ごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第44号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(松本 保君)

日程第15、議案第44号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第44号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員として弁護士等を採用し、行政不服審査法第9条に規定する審理員として指名するため、現行条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

2の改正の内容です。

別表第1、行政不服審査会委員の項の次に「審理員、日額2万円」を加えるもので、 別表第1関係でございます。

3の施行の期日は、公布の日から施行するものでございます。

また、次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきた いと思います。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

榎本君。

〇11番(榎本芳三君)

済みません、ちょっとこれ日額としてあるんですが、これは月にか年間にしたら何日 ぐらいあるんでしょうか。

〇議長(松本 保君)

総務課長、中川君。

〇総務課長(中川昌一君)

これは、日数ということでお答えさせていただきますと、1事案につきまして、一応、 今回は平均的で12日間で1事案を終了するという想定でございます。

〇議長(松本 保君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第44号の件については総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第45号 尾州廻船内海船船主内田佐七家の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について

〇議長(松本 保君)

日程第16、議案第45号 尾州廻船内海船船主内田佐七家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長、内田君。

〇教育部長兼学校教育課長(内田静治君)

それでは、議案第45号 尾州廻船内海船船主内田佐七家の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

お手元の提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由ですが、平成23年度から進めてまいりました内田佐平二家の改修工事が完了したことに伴いまして、内田佐七家の分家であります佐平二家について、佐七家とあわせて設置し管理していくため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、現行条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容ですが、新たに設置、管理する内田佐平二家をあわせて尾州廻船内海 船船主内田家として総称するための所要の改正を行うものであります。

3の施行期日ですが、内田佐平二家の会館式典の開催日であります平成28年7月5日 とさせていただきました。

なお、提案理由の説明の次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありま すので、御確認をいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会 に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第46号 平成28年度南知多町一般会計補正予算 (第1号)

〇議長(松本 保君)

日程第17、議案第46号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

〇副町長 (北川眞木夫君)

議案第46号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,114万円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,114万円とするものでありま す。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをごらんください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費500万円の増額補正であります。これは、 篠島区及び日間賀島東区が購入します祭礼用備品に対しまして、一般財団法人自治総合 センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助 金として交付するものであります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費490万8,000円の増額補正であります。これは、美浜町にあります知多大和幼稚園が子ども・子育て支援制度によります

施設型給付を受ける幼稚園へ移行されましたので、運営費として施設型給付費を給付するものであります。

次に、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費200万円の増額補正であります。これは、内海・山海防災連絡協議会が購入します防災備品などに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費のうち、13節委託料は、各中学校が職場体験を行います「あいち・出会いと体験の道場」推進事業を廃止し、新たに職場体験学習を核として、中学校1年生から3年生までの系統的なキャリア教育を推進するためのキャリアスクールプロジェクト事業を各中学校に委託する経費であります。

19節負担金、補助及び交付金は、民生費で御説明しました私立幼稚園が施設型給付を受ける幼稚園に移行されましたので、私立幼稚園就園費補助金を減額するものであり、委託料11万3,000円の増と補助金の減額107万4,000円を合わせ、教育振興費96万1,000円を減額するものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

10款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費19万3,000円の増額補正であります。 これは、尾州廻船主内田佐七家の分家である内田佐平二家を一般公開するに当たりまして、開館セレモニーを開催する経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金245万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました私立幼稚園に対します施設型給付の2分の1を国が負担するものであります。

次に、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金25万8,000円の減額補正であります。 これは、歳出で御説明しました私立幼稚園就園費補助金に対します国の補助金を減額するものであります。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金122万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました私立幼稚園に対します施設型給付費の4分の1を県が負担するものであります。

次に、3項委託金、7目教育費委託金11万4,000円の増額補正であります。これは、 歳出で御説明しました「あいち・出会いと体験の道場」推進事業の廃止による減額及び 新たに行うキャリアスクールプロジェクト事業費に対します県の委託金であります。

18款繰越金、1項の繰越金、1目繰越金60万5,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整分であります。

10ページ、11ページをごらんください。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入700万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しましたコミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については各委員会に付託すること に決定しました。

日程第18 議案第47号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長(松本 保君)

日程第18、議案第47号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

〇厚生部長 (柴田幸員君)

それでは、議案第47号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,163万6,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。 6ページ、7ページをお開きください。

下段の3.歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は163万6,000円の増額補正でございます。これは、平成30年度から施行される国民健康保険の広域化に伴う改修業務の委託料でございます。内容といたしましては、今後、国保の県域化に伴う国保事業納付金や標準保険料率の算定に必要な情報を県に提供するためのシステム改修による経費でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費は163万6,000円の増額補正でございます。これは歳出で御説明いたしましたシステム改修業務委託料に対する国庫補助金でございまして、歳出と同額を計上しております。以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(松本 保君)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会 に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については文教厚生委員会に付託することに決定しました。

〇議長(松本 保君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 10時54分]